

地域における見守り活動に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社 津支社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内に居住するひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等（以下「高齢者等」という。）の見守り活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを推進するため、甲が実施する高齢者等の見守り活動への乙による支援等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援事項）

第2条 乙は、甲の区域内における訪問などの日常業務において、当該業務に支障のない範囲で、高齢者等のさりげない見守りを行う。高齢者等の異変を察知した際は、甲にその状況を連絡、通報するものとする。

2 乙は、前項の規定による見守りを行った際、高齢者等の生命の保護及び安全確保のため緊急性を要すると判断される場合は、直接、警察署又は消防署等関係機関に通報するとともに、甲にも連絡するものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の規定による連絡を受けたときは、関係機関と連携し必要な対応を行うものとする。

4 見守り活動に要する経費は、乙の負担とする。

（免責事項）

第3条 乙は、前条第1項及び第2項の規定による連絡及び通報に誤りがあつた場合又は何らかの事情により当該連絡及び通報を行うことができなかつた場合であっても、発生した事案等については、その責任を負わないものとする。

2 この協定の実施によって生じた一切の苦情、紛争等については、甲、乙両者が誠意をもって処理解決に当たるものとする。

（守秘義務）

第4条 この協定の実施に当たり、甲及び乙は個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、当該高齢者等又はその家族等の同意を得た場合については、この限りでない。

2 甲及び乙は、この協定の実施により知り得た情報を他の目的に利用してはならない。また、この協定を解除した後においても、同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により協議し行うものとする。

（相互連携）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行うなど、相互連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

ただし、有効期間満了の前1か月までに、甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲、乙協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 2月 19日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市

市長 鈴木 健一

乙 三重県津市羽所町375番地
百五・明治安田ビル8階
明治安田生命保険相互会社 津支社

支社長 菅野 貴之